三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀ノ上垣内一一六七、一一六八、一二五六、一二五七、字三駄谷一三五八の七、一三五八の一三、一三五八の一四、一三六三、一三六五の三一、字隠田一三七七、一三七八、字宮下一二二一の一・字谷野七〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市田瀬字矢平一四八七の一、字三会一五〇七、一五〇八の二七から一五〇八の二九まで、一五〇八の二三三、付知町字小峠九〇五六の三三、恵那市山岡町田沢字鎌田二〇二五の二、東野字小野川新田二三八七の二、上矢作町漆原字越沢九六六から九六八まで、九六九の一、九七〇、長島町正家字鍋山二の三〇、二の三一、二の五四、二の五五、串原字上大平三九九一の一九、三九九二の一、字上沢五三七二の一、五三七三の一、上矢作町下字宮本四六三の二、四六三の三、四六四の二、四六四の三、四六四の一二、上矢作町字達原一二八五の一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺北野田高屋字中山井沢五〇の一、五〇の八、五〇の九、五一の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市駒形町字八面佐野三九、五〇、五二、五八、五九、六七、六八、六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字八面佐野三九・五八・五九・六七から六九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津字山田二七五三の二五七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　佐賀県杵島郡白石町大字深浦字渡り平五二五の一、五二六七の一から五二六七の三まで、五二八二、五二九七の一、五二九七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町栗ヶ畑字山田九八六の二（国有林）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）